

川崎市労働災害防止功労者等推薦・表彰基準

- 1 この基準は、川崎市労働災害防止研究集会実施要綱第3条の規定に基づき、労働災害防止活動において功労のあった個人及び団体を表彰するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 功労者等の推薦は、川崎市労働問題懇談会構成団体が行う。なお、労働問題懇談会構成団体以外の団体においても市長が特に認めたものにかぎり、功労者等の推薦を行うことができる。
- 3 推薦基準については、以下のとおりとする。
 - (1) 長年にわたり労働安全衛生に尽くし、安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人並びに団体及び事業所
 - (2) 基準日は、当該年の4月1日とし、過去3年間、功労者表彰においては当該候補者及び所属する事業所等、功労団体表彰においては当該事業所等において、次の各号に定める事実のないこと。
 - ア 労働災害による死亡災害
 - イ 労働災害による休業4日以上災害（業務に起因しないものを除く。）
 - ウ 労働基準法施行規則別表第二身体障害等級表（第一級～第十四級）に掲げる身体障害を伴う労働災害
 - エ 労働安全衛生法その他関係法令等の重大な違反行為
 - (3) 過去に当該表彰の受賞歴のある個人及び団体については、前回の受賞から10年を経過していること。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。